

類別	陸軍				海軍				軍人				合計				
	現行		恩給		令給		者給		現行		恩給			令給		者給	
	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	傷瘕恩給	寡婦扶助料	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	負傷增加恩給	寡婦扶助料	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	退職恩給	退役恩給		負傷增加恩給	寡婦扶助料	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
金額	1,137.34	6.6	5,870.0	2,173.6	6,021.1	22,056.6	1,373.34	6.6	5,870.0	2,173.6	6,021.1	22,056.6	1,373.34	6.6	5,870.0	2,173.6	
人員	4	3	1	1	4	3	1	1	4	3	1	1	4	3	1	1	
金額	1,600.00	1,300.00	1,283.50	6,566.60	2,346.60	4,370.00	1,600.00	1,300.00	1,283.50	6,566.60	2,346.60	4,370.00	1,600.00	1,300.00	1,283.50	6,566.60	
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
金額	4,650.00	3,540.00	3,663.00	6,048.00	2,218.00	1,658.00	4,650.00	3,540.00	3,663.00	6,048.00	2,218.00	1,658.00	4,650.00	3,540.00	3,663.00	6,048.00	
人員	4	4	1	1	4	4	1	1	4	4	1	1	4	4	1	1	
金額	1,998.00	1,998.00	5,526.80	3,485.00	1,049.50	2,997.20	1,998.00	1,998.00	5,526.80	3,485.00	1,049.50	2,997.20	1,998.00	1,998.00	5,526.80	3,485.00	
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
金額	1,998.00	1,998.00	5,526.80	3,485.00	1,049.50	2,997.20	1,998.00	1,998.00	5,526.80	3,485.00	1,049.50	2,997.20	1,998.00	1,998.00	5,526.80	3,485.00	
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
金額	9,937.30	7,644.00	17,753.00	11,000.00	7,644.00	11,000.00	9,937.30	7,644.00	11,000.00	7,644.00	11,000.00	17,753.00	11,000.00	7,644.00	11,000.00	17,753.00	

總人	警視官				文官				恩給				合計
	令給		者給		令給		者給		令給		者給		
	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	傷瘕恩給	寡婦扶助料	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	傷瘕恩給	寡婦扶助料	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	傷瘕恩給	寡婦扶助料	
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60
人員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
金額	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20	2,373.20
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60	1,186.60

府縣	東都京				郡馬葉				合計
	紅綬		藍綬		紅綬		藍綬		
	平民	華族	平民	華族	平民	華族	平民	華族	
府	1	1	1	1	1	1	1	1	1
縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	2
府	1	1	1	1	1	1	1	1	1
縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	2
府	1	1	1	1	1	1	1	1	1
縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	2

第四百二十六 褒章及褒狀授與人員 明治十八年

府	山形	秋田	石川	廣島	山口	福岡	大分
紅綬褒章	二						
綠綬褒章							
藍綬褒章							
華族							
士族							
平民							
合計	二						
府	鹿兒島	函館	札幌	總計	明治十七年		
紅綬褒章							
綠綬褒章							
藍綬褒章							
華族							
士族							
平民							
合計							

紅綬褒章ハ自己ノ危難ヲ顧ミズ人命ヲ救助セシ者ニ綠綬褒章ハ德行卓絶ナル者ニ藍綬褒章ハ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者ニ飾版ハ己ニ褒章ヲ賜ハリタルモノ再度以上同様ノ實行アリテ褒章ヲ賜フベキトキ其都度一箇ヲ賜フモノナリ又褒狀ハ前項奇特ノ實行アリト雖モ褒章ヲ賜フベキ場合ニ至ラザルモノニ與フルモノナリ而シテ褒章ハ總テ賞勳局ヨリ之ヲ授與シ褒狀ハ勅奏任官並從六位以上及ビ勳六等以上ノモノ及ビ華族ノ戶主ニハ賞勳局ヨリ授與シ其他ハ警視廳及ビ府縣廳限リニ之ヲ授與スルモノナリ

明治十七年總計ノ外外國人ニ紅綬褒章ヲ授與セシモノ米人ニ二人英人ニ四人獨乙人ニ一人諾威人ニ一人又褒章ニ附加スル飾版ヲ授與セシモノ獨乙人ニ一人アリ

表中×印ヲ附スルモノハ女ナリ

第四百二十七 元老院議事件數及會議度數

年次	內閣						元老院						會議度數					
	前年ヨリ	本年中	合計	可決	否決	修正	未決	前年ヨリ	本年中	合計	可決	否決	修正	未決	議定	檢視	意見	計
明治十九年		二五	二五	一〇		二二	一	三	三	四				四	七三	八	一	八二
同十八年	二	二四	二六	九		二五		三	三	四				八六	一七		一〇三	
同十七年	三	二六	二九	一〇	三	二三	二	四	四	八				一二二	一一		一三三	
同十六年	四	三九	四三	二二		一七	三	二	六	八			二	一三四	七	一〇	一五一	
同十五年	三	四八	五一	一一		三五	四	二	二	五			二	一七二	四三	六	二二一	
同十四年		一四	一四	五		六	三	三	四	八				四〇	五一	四	九五	
同十三年		二〇	二〇	三		一四	一	一	三	四				八五	三三	三	一二〇	
同十二年		一九	一九	三	二	二三	一	二	二	三				七三	二六	五	一〇四	
同十一年		一六	一六	四		二		一	二	三				七四	一五	九	九八	
同十年		八	八			八		二	二	三				三三	二六	六	六五	
同九年		一七	一七	五		一〇	一	二〇	二〇	一六	四			五八	三三	六五	一五六	

十四年以前ハ前年ヨリノ越高並ニ其可否決或ハ修正セシ調詳カナラザルヲ以テ之ヲ闕ク内閣下附議案ノ内未決中返還セシモノ十三、十五、十六、十七ノ四ヶ年ニ各一件十八、十九ノ兩年ニ各二件アリ

表中意見議案ノ未決十六年ニ一件十七年ニ一件翌年ノ數ト差異アルモノハ未決中其件ニ係ル議案ノ下附ニヨリ併セテ本案ノ旨意ヲモ議定シタルニ因リ自ラ消滅セシモノナリ

第四百二十八 建白書種類別